

行政手続条例の一部改正（案）について

1 背景（行政不服審査制度の見直し）

国において、行政が行う処分等に関する不服申立制度の抜本的な見直しとして、いわゆる「行政不服審査法関連三法」が制定され、平成26年6月に公布されました。

「行政不服審査法関連三法」とは、①行政不服審査法の全面改正②行政不服審査法の改正に伴う関連法律の規定の整備③行政手続法の一部改正、の3つの法律を指しますが、これにより、公正性・利便性の向上等の観点から、事後救済手続である行政不服審査法について時代に即した抜本的な見直しが行われ、併せて、事前救済制度としての行政手続法についても、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備するための改正がなされました。

この「行政不服審査法関連三法」の施行日は、行政手続法の一部改正については平成27年4月1日、それ以外は平成28年4月1日とされました。

2 行政手続条例の改正の趣旨

南三陸町行政手続条例（平成17年南三陸町条例第13号）は、行政手続法第43条において「地方公共団体は、…この法律の規定の趣旨にのっとり、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。」と規定されていることを踏まえ、行政手続法の適用から除かれている処分等（①町の条例又は規則を根拠として町の機関が行う処分、②町の機関が行う行政指導、③町の条例又は規則を根拠として町に対して行う届出）に関する手続について共通のルールを定めているものです。

今回、行政手続法が改正された趣旨を踏まえ、国民の権利利益の保護の充実のため新たに行政手続法に追加された手続について、行政手続条例にも同様の手続を追加しようとするものです。

3 行政手続条例の一部改正（案）の概要

（1） 「行政指導の方式」の一部改正（第33条関係）

行政指導に携わる者は、行政指導をする際に、許認可等の権限又は許認可等に基づく処分の権限を行使できることを示すときは、相手方に対し、その権限を行使することができる根拠を示さなければならない旨の規定を追加します。

（2） 「行政指導の中止の求め」の新設（第35条関係）

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（根拠規定が法律又は条例にあるものに限りま

す。）の相手方は、その行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、申出書を提出して、その行政指導の中止等の措置を求めることができますようになります。

申出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、行政指導が法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、中止等の必要な措置を講じなければなりません。

（3） 「処分等の求め」の新設（第5章・第36条関係）

法令に違反する事実がある場合で、法令違反事実の是正のために町の機関が行うべき処分又は行政指導（根拠規定が法律又は条例にあるものに限りま

す。）がなされていないと思料するときは、申出書を提出して、その処分又は行政指導の権限を有する町の機関に対し、その処分又は行政指導をするよう求めることができますようになります。

申出を受けた町の機関は、必要な調査を行い、調査の結果必要があると認めるときは、その処分又は行政指導をしなければなりません。

4 今後の予定及び施行予定日

条例改正に係る議案は、平成27年6月の南三陸町議会定例会に付議することを予定します。

なお、この条例改正は、町民の権利利益の保護の充実につながる内容であることから、議決を経た後速やかに（平成27年6月中旬に）施行することを予定します。